

【加盟申込合意書】

「フランチャイズ契約の実務と書式」(2011年版) 45頁

加盟申込合意書

株式会社〇〇〇(以下、「甲」といいます)と、「〇〇〇フランチャイズチェーン」への加盟を希望する〇〇〇〇(以下、「乙」といいます)とは、乙の加盟申込について次のように合意します(以下、「本合意」といいます)。

第1条(加盟申込金の支払)

- 1 乙は、自己の加盟意思を証するとともに、甲から提供される各種情報の対価として、本日、甲に対して、金〇〇万円(消費税込)の加盟申込金を支払い、甲はそれを受領しました。
- 2 乙は、甲との「〇〇〇フランチャイズチェーン加盟契約」(以下、「FC 契約」といいます)の締結如何にかかわらず、甲が乙に対して重要な営業秘密を開示することを認識し、それらを補填するために、いったん支払われた本加盟申込金は乙に返還されないことを確認します。

第2条(フランチャイズ契約締結に向けての努力)

- 1 甲と乙は、甲乙間での FC 契約締結に向けて、各自調査検討に努めるものとします。2 甲と乙とが FC 契約を締結した場合、本加盟申込金は、FC 契約第〇条第〇項に定める加盟金の支払に充当されます。

第3条(簡易立地診断の依頼)

- 1 乙は、甲に対して、自ら発見または取得した店舗候補物件の簡易立地診断を依頼することができます。
- 2 乙は、甲の行う簡易立地診断について、以下の事情を理解し確認します。
 - ① 簡易立地診断は市町村の人口統計、短時間の通行量調査等を基に、〇〇〇店舗を出店する上での最低限の要素を判断するものに過ぎず、乙が開設する店舗の売上及び事業の成功を保証するものではないこと。
 - ② 簡易立地診断に伴い売上予測、収支予測その他の試算がなされたとしても、簡易立地診断に供されたデータは限定的であるため、当該予測及び試算は不確実であること。
 - ③ 〇〇〇店舗の運営が乙自身の事業であることから、店舗候補物件を乙自ら調査検討し、自己の判断と責任で FC 契約締結の是非を決定する必要があること。

第4条(秘密保持)

- 1 乙は、前条の立地診断及び甲から乙に対して交付された一切の資料が、すべて甲の重要な営業秘密であることを確認します。
- 2 乙は、甲の承諾無き限り、甲から乙に対して交付された一切の資料を、甲との FC 契約の締結及び店舗用物件選定以外の目的で使用してはならず、第三者に対して開示しないものとします。

第5条(本合意の期間)

- 1 本合意の有効期間は、本合意締結後〇ヵ月とします。
- 2 甲と乙は、前項に定める有効期間が経過した後も、甲乙協議の上、本合意の有効期間を、更に〇ヵ月間延長することができます。

第6条(本合意の解除)

甲は、乙が本合意のいずれかの条項に違反した場合は、本合意を解除することができます。

平成 年 月 日

甲 印

乙 印